

(別 紙)

平成 30 年 9 月 12 日  
遠州トラック株式会社

### 「コネクトエリア浜松」利用規約

この度はコネクトエリア浜松の利用規約を以下のとおり設けますので、当規約に則り、安全で確実な中継輸送を実現していただきますよう、お願いを申し上げます。(なお、この利用規約は当社と利用契約者との間の「コネクトエリア浜松利用約款」の別紙として同約款と一体の関係にあります)。

#### 1. 定義

本利用規約で使用する主な用語の定義は以下のとおりです。

- ①CA 浜松                   コネクトエリア浜松
- ②本利用規約               「コネクトエリア浜松」利用規約（この規約のこと）
- ③利用契約者              CA 浜松の利用にあたり、予め当社との間で「コネクトエリア浜松利用契約書」に基づき利用契約を締結している者
- ④利用者                    CA 浜松を実際に利用する者（利用契約者に限らず、利用契約者の備車先、登録車両の乗務員、乗務員の補助者を含む。）
- ⑤登録車両                 利用契約者が CA 浜松の利用することを予め登録した車両
- ⑥登録車両等               CA 浜松に進入または進入しようとする車両（登録車両に限らない）
- ⑦利用登録カード         甲から登録車両ごとに利用契約者に対し発行されるカード

#### 2. 利用目的

CA 浜松の利用目的は次のものに限られます。この目的以外での利用はできません。

- ① 2 台の貨物自動車同士のトラクタとシャーシの交換付替え（以下「トレーラーのスイッチ」といいます。）
- ② 2 台の貨物自動車同士の運転手の交代（以下「乗務員のスイッチ」といいます。）

#### 3. 禁止事項

以下に該当する行為を禁止します。また以下に該当する行為を見かけた場合は、遠州トラック株式会社へご連絡ください。

- ① 荷の積み替え
- ② 指定したルート以外での入退場
- ③ 駐車場が満車の場合等における駐車場内外での「入り待ち」
- ④ 高速道路本線への立ち入り
- ⑤ 予約したバース以外の場所への駐車
- ⑥ 火気の使用
- ⑦ 指定場所以外での喫煙
- ⑧ 駐車場利用以外の行為（集会・ビラ配布・営業等）

- ⑨ 第三者へ迷惑や危害を及ぼすおそれのある行為
- ⑩ ゴミの持ち込み、廃棄物の投棄
- ⑪ 燃料、または潤滑油などの油脂類の漏洩、流出
- ⑫ その他本利用規約に反する行為

#### 4. CA 浜松の予約及び利用方法

##### (1) 利用の手順

- ① CA 浜松を利用する 3 時間前までに、当社指定の予約管理システムを利用して予約
- ② 予約した時間内に、利用登録カードを携帯しゲートから入場
- ③ 予約したバースに駐車し、ペアとなる車両の到着まで待機
- ④ もう一台が到着し、予約したバースに駐車※①、②については同様となる
- ⑤ トレーラーのスイッチまたは乗務員のスイッチを行う（周囲の安全を十分確認して実行してください。）
- ⑥ 予約した時間内に、利用登録カードを携帯しゲートから退場

##### (2) 駐車方法

- ① CA 浜松の利用者は、CA 浜松内に掲出された方法に従い、予約管理システムにて予約したバースに駐車してください。
- ② 予約したバースに、別のトラックが駐車している場合は、予約外バース、または、予備バースへ駐車してください。
- ③ CA 浜松内での駐車時又は停車時には、エンジンを停止させてください。但し、当社が別途承諾する場合は、この限りではありません。
- ④ 予約したバース、予約外バース、予備バースに駐車できない場合は、当社管理者（電話 0 5 3 - 4 8 6 - 1 1 1 1 : 遠州トラック(株)浜松営業所）にご連絡ください。

##### (3) 利用キャンセルの取り扱い

CA 浜松は予約制です。予約した内容の変更、キャンセルは、利用開始時間の 3 時間前までに、予約管理システムにて変更、キャンセルを行ってください。

#### 5. 注意事項

##### (1) 短時間利用の原則

CA 浜松は、車両または乗務員をスイッチするためのスペースを有償で提供することを目的とするものであり、利用は予約された短時間駐車（1. 5 時間枠）に限ります。1. 5 時間を超える駐車・休息・睡眠などは他の場所で行ってください。

##### (2) 免責

当社は CA 浜松内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損等については、当社の責に帰すべき事由による場合を除き一切責任を負いません。当社は、CA 浜松の利用者が、CA 浜松の他の利用者もしくはその他の人の行為又は CA 浜松内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他 CA 浜松内で発生した当社の責に帰すべき事由によらない原因に起因して被った損害について責任を負いません。

### (3) 駐車することができる車両

CA 浜松内に駐車することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。

ア 利用契約を締結した法人の車両（トラック、トレーラー、乗用車等）で、利用登録カードを有する車両。

イ 下記の各号に該当しない車両であること。

- ① エアロパーツ装着車両等、CA 浜松入口等にて地面との接触により入出庫障害を起こすおそれのある車両。
- ② 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
- ③ 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号の認識が困難な車両。
- ④ 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
- ⑤ 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
- ⑥ 付属装着物等があり、接触により CA 浜松の施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。
- ⑦ 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、CA 浜松の施設又は機器に損傷を発生させるおそれのある車両。
- ⑧ 輸送を許可されていない危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。
- ⑨ 特殊車両での CA 浜松の利用に対し、利用経路の通行許可証を取得していない車両。
- ⑩ 車検証に記載されている最大積載量を超え過積載となっている車両。
- ⑪ その他違法な状態にある車両

### 6. 不正な駐車に対する指導及び措置

- (1) 登録車両等が正規の駐車スペース以外の場所へ駐車したとき、並びに当社が不正な駐車方法と認めたとき、当該車両の利用者及び利用契約者は、当社に対し、駐車料金のほか損害金として金 5 万円をお支払い頂きます。
- (2) 登録車両等に本規約に違反する駐車があった場合は、当社から指導を行うことができます。この指導に対して改善が見られない場合は、利用停止措置を取らせて頂きます。
- (3) 予約内容と実際の利用に大きな乖離が見られる場合は、予約変更の指導をさせて頂きます。この指導に対して改善が見られない場合は、利用停止措置を取らせて頂きます。

### 7. 調査質問権

当社は、CA 浜松の適正な運営を行う目的の範囲において、登録車両等の運転者及び同乗者に対して、利用登録カード、車検証、運転者・同乗者の運転免許証等身分証明書の提示を求めることができ、登録車両等の運転者及び同乗者はこれに応じなければ

ばなりません。

## 8. 放置車両の取扱い

- (1) CA 浜松の利用者が、利用時間を超えて登録車両等を駐車している場合、当社は、これらの利用契約者に対して、当社が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができ、利用契約者は自らの責任において自ら当該車両を引き取るか当該車両を運行している利用者にこれを引き取らせるものとします。
- (2) (1)の場合において、利用契約者が指定日までに当該車両を引き取らない場合には、当社は任意にまたは当社が選択する手続・方法により当該車両を移動または処分(売却を含む)をできるものとし、利用契約者は当社に一切の異議を述べず、仮に当該車両が第三者の所有であったことなどの事情により第三者に損害が発生した場合でも利用契約者は自らの費用で処理をし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。
- (3) (1)の場合において、利用契約者は、本利用契約に定めるもののほか利用契約書12条2項に定める違約金(30分毎に1回あたりの利用費用の倍額)を支払うとともに、当該車両の移動または処分に要した費用その他当社が被った損害(弁護士費用等法的手段のための費用を含む)について弁償するものとします。
- (4) (1)及び(2)にかかわらず、当社は、(3)の損害賠償金及び未払料金・費用を担保するため、当該車両を留置して損害賠償金等を支払うまで引渡を拒絶できるほか、当該車両を任意に換価して損害賠償金に充当することができるものとします。
- (5) 当社は、放置されていると認められる車両等については、当該車両の管理者または所有者の事前の承諾を得ることなく、ドアを解錠するなどして、運転室内部等を調査することができ、これによって損害が生じても一切の責めを負いません。

## 9. CA 浜松内及び周辺を撮影した画像・映像情報の取扱い

CA 浜松の利用者は、CA 浜松内及び CA 浜松周辺をカメラやビデオカメラ等を用いて撮影した画像及び映像情報を、CA 浜松の運営管理、不正駐車取締、警察等の捜査機関による防犯・捜査等の目的の範囲内で利用することに同意したものとみなします。なお、撮影した画像及び映像情報は、上記利用目的に基づいて当社が必要と判断した場合および法令に基づき開示・提供する場合を除き、利用者その他第三者に開示・提供をすることはありません。

## 10. 利用者の賠償責任

CA 浜松の利用者が、本規約もしくは CA 浜松内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは重大な過失により CA 浜松の設備もしくは機器を破損した場合は、利用契約者及び利用者は、連帯して、それにより当社が被った損害(その結果 CA 浜松の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。)を賠償しなければなりません。

## 11. 個人情報の取得目的、利用目的、利用契約者への開示

本規約に基づいて当社が取得した利用者等の個人情報は、CA 浜松の適正な管理運営及び利用契約者に対する権利行使の目的で取得するものであり、当社はその目的の範

圏内で当該個人情報を保有し使用することができるものとします。また、使用目的の範囲内で、利用者等に予め了解することなく、当該利用者に CA 浜松の利用をさせている利用契約者に個人情報の開示をすることができるものとします。

以上